

平成26年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

平成27年3月5日(木) 14:00~15:10

2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」
(北九州市小倉北区大手町1-1-17)

3 出席者

(1) 委員

公益代表 高向部会長、湯口委員、男澤委員、野田委員、田中委員
労働者代表 松永委員、山田委員、法本委員、富吉委員、木原委員
使用者代表 野畑委員、宿輪委員、岡部委員、高橋委員、米田委員
専門委員 久保田九州運輸局次長(代理 松本港運課長)
橋本北九州市港湾空港局長(代理 中野港営部長)

(2) 事務局等

福岡労働局

福味職業安定部長、澤職業対策課長、竹之下職業対策課長補佐
図師雇用指導開発係長、植村雇用指導開発係主任

山口労働局

榊村職業対策課長、南高齡・障害者雇用対策係長

4 議題

- (1) 議事録署名委員の指名について
- (2) 港湾雇用安定等計画の施行状況について
- (3) その他

平成26年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

平成27年3月5日(木)

(図師雇用指導開発係長)

定刻になりましたので、ただいまから平成26年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課の図師と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては、14時現在、公益代表委員が5名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計15名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件であります、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、2名の委員のご出席をいただいているところでございます。

なお、専門委員であります下関市港湾局西村委員は本日所用により欠

席である旨併せてご報告いたします。

議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料について確認させていただきます。

「平成26年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会次第」、「出席者名簿」、「配席図」、「資料」の4点です。

続きまして当部会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局職業安定部長の福味から委員の皆様にご挨拶申し上げます。

（福味職業安定部長）

福岡労働局職業安定部長の福味でございます。

委員の皆様方には日頃より港湾労働をはじめ、働く人の雇用の安定につきまして多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて現下の雇用失業情勢でございますが、福岡につきましては「一部に厳しさがみられるものの、着実に改善している」という判断をしているところでございます。1月の有効求人倍率を見てまいりますと、福岡が1.05倍で前年同月に比べ0.16ポイント上回っておるといこととでございます。この水準は、バブル経済の時の最高値が平成2年12月の0.96倍で1倍に達しなかったわけでございますが、すでに1倍を超えて過去最高の水準を更新しているということでこの数字だけを見ますとバブル経済の時よりも労働の需給が引き締まっているという状況でございます。また山口におきましても1月は1.11倍ということで福岡を上回っている水準となっております。前年同月から0.08ポイント上回って福岡と同様改善を示している状況でございます。

なお、関門港に係る地域別にみますと、北九州地域は1.12倍で前年同月に比べ0.19ポイント上回っており、下関地域は1.26倍で前年同月に比べ0.08ポイント上回っているという改善傾向を示している状況でございます。

港湾労働対策でございますが、「港湾雇用安定等計画」に基づき施策を実施しているところでございます。現行の計画は平成26年4月に策定されました。なお、当該計画の期間は中長期的な視点から施策を実施していく必要があることから、5か年計画となっており現行計画は平成2

6年度から平成30年度までとされております。

本日の関門港湾労働部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の
施行状況について、説明をさせていただきます。

その後関門港の現状や課題等について、委員の方々から忌憚のない御
意見を賜ればと思っております。

この部会を充実したものとしていきたいと考えておりますので、何卒
よろしくご議論の程お願いいたします。

(図師雇用指導開発係長)

続きまして、本日ご出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに委員名簿を付け
ておりますので御覧いただきたいと思えます。それではこの名簿順にし
たがいまして私からお名前をお呼びいたしますので、大変恐縮でござい
ますがその場でご起立をいただきますようお願いいたします。

まず公益代表委員といたしまして、高向委員でございます。

同じく湯口委員でございます。

同じく男澤委員でございます。

同じく野田委員でございます。

同じく田中委員でございます。

続きまして労働者代表委員といたしまして、松永委員でございます。

同じく山田委員でございます。

同じく法本委員でございます。

同じく富吉委員でございます。

同じく木原委員でございます。

続きまして使用者代表委員といたしまして、野畑委員でございます。

同じく宿輪委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく高橋委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員の代理出席といたしまして、久保田委員の代理の松本様でございます。

同じく橋本委員の代理の中野様でございます。

それでは続きまして、高向部会長よりご挨拶をお願いいたします。

(高向部会長)

関門港湾労働部会長の高向でございます。

部会委員の皆様方並びに関係者の方々におかれましては、御多忙のところ、本日の部会に御出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

近年港湾労働を取り巻く環境につきましては、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、「港湾労働法」及び今年度から新たに策定された「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要でございます。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局からご説明いただき、その後皆様方の御意見、御質問を頂戴いたしたいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に行われますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(函師雇用指導開発係長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、高向部会長、進行をよろしく願いします。

(高向部会長)

ではよろしくお願ひいたします。

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者は6名いらっしゃいますが、よろしいでしょうか。

【委員の了解を得る】

ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の(1)「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第6条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指名した委員及び臨時委員2名が署名するものとする」とされておりますので、私のお他委員2名を指名させていただきます。

労働者代表の松永委員と使用者代表の野畑委員にお願ひしたいと存じたいが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、松永委員、野畑委員どうぞよろしくお

願いたします。

続きまして議題の(2)「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局よりご説明をお願いします。

(竹之下職業対策課長補佐)

福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐の竹之下と申します。

どうぞよろしく願いたします。

それでは、議題2の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維持関係の取組について」の2点につきましてご説明申し上げます。

港湾雇用安定等計画につきましては、先ほどからも出ておりますように、今年度から新計画が始まっております。これからご説明する内容は前回計画の最終年である平成25年度と、新計画の初年度である今年度の12月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明いたします。

まずお手元の配布資料をご覧ください。

まず1ページに本部会の委員名簿、2ページから3ページに本部会運営規定、4ページに福岡地方労働審議会の委員名簿、5ページから8ページに審議会運営規定及び9ページから11ページに地方労働審議会令を載せております。

この部分に関する説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料 1 2 ページをご覧くださいませでしょうか。

これは「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございまして、平成 2 6 年 1 2 月末現在の関門港における事業免許ごとの許可事業所数を計上したものでございます。

門司港は事業免許数 1 4 件、実事業所数 1 2 事業所、小倉港は事業免許数 7 件、実事業所数 6 事業所、若松港は事業免許数 8 件、実事業所数も 8 事業所、戸畑港は事業免許数 3 件、実事業所数も 3 事業所、八幡港は事業免許数 5 件、実事業所数も 5 事業所となっており、北九州港全体で事業免許数は 3 7 件、実事業所数は 3 4 事業所となっております。

また、下関港で事業免許数は 1 件、実事業所数も 1 事業所となっており、関門港全体では事業免許数は 3 8 件、実事業所数は 3 5 事業所と前年度同月と比べ事業免許数 2 件増加、実事業所数は 1 事業所増加となっております。この増加数は全て門司港にて増加した数字でございます。

次に 1 3 ページをお願いします。

「関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。

港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、平成 2 1 年度から平成 2 5 年度については各年度の平均値を、

平成26年度については、4月から12月までの平均値を計上し、また、その下段には平成25年度については月ごと、平成26年度についても、同様に12月までの月ごとの状況を計上しております。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、平成24年度の平均値と平成25年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス69、門司港はプラス22、小倉港はマイナス27、若松港はプラス494、戸畑港はプラス33、八幡港はマイナス117であり、関門港全体ではプラス474、約1%の増加となっております。

また平成25年度の平均値と平成26年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス293、門司港はプラス328、小倉港はマイナス526、若松港はプラス193、戸畑港はマイナス9、八幡港はプラス903、関門港全体ではプラス1,182、約2.6%の増加となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、平成24年度の平均値と平成25年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス137、門司港はプラス43、小倉港はプラス26、若松港はプラス451、戸畑港はプラス33、八幡港はマイナス189であり、関門港全体ではプラス501、約1.2%の増加となっております。

また平成25年度の平均値と平成26年度12月までの平均値を港ご

とに比較すると、下関港はプラス249、門司港はプラス307、小倉港はマイナス471、若松港はプラス157、戸畑港はマイナス9、八幡港はプラス986、関門港全体ではプラス1,218、約2.8%の増加となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

平成24年度の平均値と平成25年度の平均値を港ごとに比較しますと、下関港はプラスマイナス0、門司港もプラスマイナス0、小倉港はマイナス33、若松港はプラス26、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス2、関門港全体ではマイナス9、約1.5%の減少となっております。

また平成25年度の平均値と平成26年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス6、門司港はプラス33、小倉港はマイナス54、若松港はプラス22、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス26、関門港全体ではマイナス19、約3.1%の増加となっております。

派遣労働者の平均就労延数は、平成21年度から24年度までは増加しておりまして、24年度から25年度、26年度12月までは減少傾向にあるところでございます。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、平成24年度の平

均値と平成 25 年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス 67、門司港はマイナス 20、小倉港はマイナス 21、若松港はプラス 16、戸畑港はプラスマイナス 0、八幡港はプラス 74、関門港全体ではマイナス 18、約 1.3%の減少となっております。

また平成 25 年度の平均値と平成 26 年度 12 月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス 38、門司港はマイナス 13、小倉港はプラスマイナス 0、若松港はプラス 15、戸畑港はプラスマイナス 0、八幡港はマイナス 56、関門港全体ではマイナス 17、約 1.3%の減少となっております。

日雇労働者の就労延数につきましても、派遣労働者同様、平成 21 年度から 24 年度までは増加しておりましたが、24 年度から 25 年度、26 年度 12 月までは減少傾向にあるところでございます。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、24 年度から 25 年度、26 年度 12 月までは企業常用で増加し、派遣労働者及び日雇労働者で減少しているところでございます。

次の 14 ページをご覧ください。

これは 13 ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したのですが、全体的に見て平成 21 年度から 22 年度

は減少、平成23年度以降、平成26年度12月までの数値は増加が続いており、平成22年度と平成26年12月までの平均値を比較すると約6.1%増加しております。

続きまして15ページをご覧ください。

「関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。

これは、先ほどご説明した13ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。

表の右の「直接雇用」の港ごとの平成24年度平均値と平成25年度平均値について比較しますと、下関港はマイナス38、門司港はマイナス20、小倉港はマイナス21、若松港はプラス16、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はプラス74、関門港全体ではプラス11、約0.9%の増加となっております。

また平成25年度の平均値と平成26年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス43、門司港はマイナス13、小倉港はプラスマイナス0、若松港はプラス15、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス56、関門港全体ではマイナス11、約0.9%の減少となっております。

次の16ページをご覧ください。

これは年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したもので

すが、平成 21 年度から 24 年度までは増加し、24 年度から 25 年度、26 年度 12 月まではわずかに減少となっております。

次に 17 ページをご覧ください。

「平成 25 年度常用港湾労働者就労状況調」でございます。

港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところですが、この常用港湾労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

平成 20 年度から平成 24 年度は各年度別の月平均を、平成 25 年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の 18 ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

17 ページに戻りまして、平成 25 年度の平均就労日数を、平成 24 年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均 18.4 日で前年度の 19.0 日と比べると 0.6 日減少しております。小倉港は 13.5 日で前年度と比べると 0.2 日増加しております。若松港は 14.8 日で前年度と比べると 0.4 日増加しております。戸畑港は 20.2 日で前年度と比べ増減はありません。八幡港は 14.7 日で前年度と比

べると0.1日減少しております。北九州港では15.7日で前年度と比べ増減はありません。

18ページに移りまして、下関港は17.4日で前年度と比べると0.3日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は15.9日で前年度と比べ増減なしとなっております。

次に19ページをご覧ください。

こちらは平成26年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でございます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

平成21年度から平成25年度は各年度別の月平均を、平成26年度は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の20ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたものであります。

19ページに戻りまして、平成26年度の平均就労日数を、平成25年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均19.0日で前年度の18.4日と比べると0.6日増加しております。小倉港は13.5日で前年度と比べ増減はありません。若松港は14.7日で前年度と比べると0.1日減少しております。戸畑港は21.6日で前年度

と比べると1.4日増加しております。八幡港は14.3日で前年度と比べると0.4日減少しております。北九州港では15.8日で前年度と比べ0.1日増加しております。

20ページに移りまして、下関港は18.3日で前年度と比べると0.9日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は16.0日で前年度と比べ0.1日の増加となっております。

次に21ページをご覧ください。

「常用港湾労働者数の推移」でございます。

先程の説明と重複いたしますが、これはハローワークが交付いたしました港湾労働者証の枚数をカウントしたものでございまして、常用港湾労働者として関門港で港湾業務に従事していらっしゃる方の人数の推移につきましては、平成20年度から24年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、平成25年度は各月末の数を計上しております。

平成24年度末と平成25年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,370人から3,389人でプラス19人となっております。

各港別に平成24年度末と平成25年度末を比較してみますと、門司港はプラス13人、小倉港はマイナス15人、若松港はプラス18人、戸畑港はマイナス13人、八幡港はプラス25人、下関港はマイナス

9人となっております。

また、常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を平成24年度末と平成25年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,027人から1,061人でプラス34人となっております。

各港別に平成24年度末と平成25年度末を比較してみますと、門司港はプラス11人、小倉港はプラス20人、若松港はマイナス1人、戸畑港はマイナス6人、八幡港はプラス10人、下関港は増減なしとなっております。

22ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を平成20～24年度は年度ごと、平成25年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には平成25年12月末現在の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までにご覧ください。

23ページも21ページ同様「常用港湾労働者数の推移」について、26年度12月末までの数を計上しております。

平成25年度末と平成26年度12月末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,389人から3,453人でプラス64人となって

おります。

各港別に比較してみますと、門司港はプラス1人、小倉港はマイナス40人、若松港はプラス24人、戸畑港はマイナス3人、八幡港はプラス77人、下関港はプラス5人となっております。

また、21ページ同様常用港湾労働者数の横の()に派遣対象労働者数を平成25年度末と平成26年度12月末の数で比較してみますと、関門港全体では1,061人から1,124人でプラス63人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はプラス1人、小倉港はプラス27人、若松港はプラス14人、戸畑港はマイナス5人、八幡港はプラス23人、下関港はプラス3人となっております。

ここで表の中で説明を加えたい部分がございます、左から2番目の小倉港の26年5月と6月を見ていただきたいと思います。5月は540人、6月は479人となっております、かなり数が減っております。一方八幡港の5月と6月を見ていただきますと、5月789人から6月860人と急激に数が増えています。その理由については、事業所名は出しませんが、ある事業所が統合されまして小倉から八幡に移動されたということで小倉が減って、八幡が増えたということになっております。

また、このページの門司港の8月が265となっておりますが、277に訂正をお願いいたします。

24ページも22ページ同様グラフを掲載しておりますので、参考までにご覧になってください。

25ページから26ページにつきましては、「港湾労働者派遣状況一覧」となっております。

25ページは「平成25年度」、26ページは「平成26年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。

また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

25ページに戻りましてご説明いたしますと、港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。

各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成2

4年度は3,337、平成25年度は3,332となっており、差し引きマイナス5となっております。小倉港におきましては、平成24年度は1,512、平成25年度は1,121となっており、差し引きマイナス391となっております。洞海港におきましては、平成24年度は2,506、平成25年度は2,796となっており、差し引きプラス290となっております。下関港におきましては、平成24年度は10平成25年度は20となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。

センター派遣あっ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あっ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数について、平成25年度は824となっており、平成24年度の1,183よりマイナス359、30.3%の減少となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の的確な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をしていただき、日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておきまして、表の一番右側、直接雇用数とその数になります。

平成25年度は15,412となっており、平成24年度の15,258よりプラス154、1.0%の増加となっております。

26ページをご覧ください。

平成26年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

1番下の段の平成25年度12月末時点の合計と平成26年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成25年度2,526、平成26年度2,803となっており、差し引きプラス277、小倉港におきましては、平成25年度897、平成26年度354となっており、差し引きマイナス543、洞海港におきましては、平成25年度2,202、平成26年度2,060となっており、差し引きマイナス142、下関港におきましては、平成25年度11、平成26年度69となっており、差し引きプラス58となっております。

ページ右欄をご覧ください。

安定所の紹介数は、平成26年度12月末時点で575となっており、平成25年度12月末時点の661よりマイナス86、約13%の減少となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、平成26年度12月末時点は11、

449、平成25年度12月末時点は11,445と、プラス4となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残しているところでございますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に27ページ、28ページに、平成25年度及び平成26年度12月までの「港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しておりますので後ほどご覧になってください。

続きまして、29ページから32ページは港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

29ページをご覧ください。

1「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、平成22年から平成26年までの5年分を計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成25年の実施回数は140回、実施事業所数は404事業所、平成26年の実施回数は175、実施事業所数は516事業所となっており、現場査察に取り

組んでいるところでございます。

なお、平成26年下関所にて違反事業所が1あがっておりますが、これは秩序連絡会議委員・関係者で実施した共同パトロールにおいて違反の事実を確認したものでございます。

内容としましては、パトロール時に作業員のヘルメット不着用の確認したもので、「作業時のヘルメットの着用は安全面で必ず必要であり、ワッペンの貼付は正規の手続きをへて登録された常用港湾労働者であるかどうかを判別する大切な証である。港湾秩序を保つため、今後は二度とこのようなことのないように社長より全従業員にヘルメットの着用を徹底してもらいたい。」と事業所に指導いたしました。

2「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、平成22年から平成26年までを計上しております。

この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。

平成25年は延べ17回、17事業所、平成26年は延べ25回、20事業所に対して行っております。

次に3「雇用管理者の選任届の状況」です。

関門港におきましては、平成26年12月末現在、79事業所、100%の事業所に選任していただいております。

また4「雇用管理者研修等の開催状況」です。

平成22年度から平成26年度を計上しており、今年度は11月19日に開催され、参加事業所は記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

5「共同パトロールの実施状況」です。

共同パトロールは年2回実施しており、平成25年度は7月5日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月22日に、平成26年度は7月2日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月28日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところでございます。

31ページに移りまして、港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。

平成25年度と平成26年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思います。

最後に32ページ、各会議開催状況であります。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、平成25年度につきましては、平成26年2月12日に開催いたしました。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平成25年度「第45回」は平成25年6月19日に開催いたしました。平成26年度「第46回」については、平成26年6月23日に開催しております。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」の説明を終わらせていただきます。

（高向部会長）

ただ今の事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見等はございましたらお願いいたします。

（法本委員）

全港湾の法本です。

お聞きしたいのは12ページの「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」というところで、門司港で船舶貨物整備事業が昨年度の1から今年度3に2増えてますよね。2増えた点について具体的に教えてください。

（竹之下職業対策課長補佐）

事業所名は差し控えたいと思いますが、2増加の内訳としては、新規で許可を取った事業所が1つありまして、これは平成26年6月のことでございます。

もう1つはすでに免許を持っていた事業所が新たに整備事業を取得され、2増加したということでございます。

（高向部会長）

今の説明でよろしいでしょうか。

(法本委員)

はい。

(高向部会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

【意見、質問なし】

他にご意見、ご質問がないようでございますので、議題3「その他」に進みたいと存じます。

特に設定したテーマはございませんので、港湾労働に関するご意見、ご質問などありましたら何でも結構でございますので、いかがでしょうか。

(法本委員)

先日新聞報道で、ある事業所が派遣日数をオーバーしていたと出ていましたが、それに対する対策をどうしたのか少し教えてください。

(竹之下職業対策課長補佐)

これにつきましては、新聞社が直接事業所に取材を行って記事にしたものでございまして、私どもの立場からすると公表事案となっていない

ため、会社名を出すわけにはいかないということで対応してまいりました。あくまでも労働局としましては、港湾労働法の立入検査に基づいて調査した結果、7日を超えて派遣されていたという事実があったわけでございます。またそれ以外で派遣元責任者の管理の問題とか若干不十分なところがありましたが、当該事業所に対して港湾労働法に基づいた是正勧告を文書で出しております。これにつきまして期限を切って改善計画を出していただくということで今そういう時期に至っておるところでございます。改善計画が出されましたら、要望を踏まえたものであるかしっかり内容を確認し、今後こういった問題が二度と起きないようにパトロールの強化・指導を徹底してまいりたいと考えておりますので、関係各位の皆様のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

（高向部会長）

事務局の方では適切に対応して指導にあたっているということですが、よろしいでしょうか。

（法本委員）

はい。

（高向部会長）

他に何かございますか。

（松永委員）

全港湾の松永です。

今の派遣制度の中で直接雇用できる日雇の部分があると思いますが、要領には10条関係があるがその届出の部分で日雇の業務に従事させる前に職業安定所長に氏名等届け出ることになっていると思うが、これについて今どのタイミングで出されているか現状の把握はしているんでしょうか。

（竹之下職業対策課長補佐）

その件につきましては、全港湾様からご指摘をいただいております、港湾労働法の第10条第2項に日雇労働者を雇用する場合にはあらかじめハローワークの方に届出しないといけないとされておりました、確認したところ不十分な点が見受けられ、先日小倉、八幡、下関の各公共職業安定所長名で、管内の関係事業所の方に徹底する旨の文書を出させていただいたところでございます。

（高向部会長）

よろしゅうございますか。

(松永委員)

はい。波動性に対応するためにこの派遣制度が導入されていますので、その運営にあたっては、厳格に注意を払って、チェック機能を高めて、運用していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(高向部会長)

他にご意見ございますか。

(法本委員)

港湾倉庫、港湾作業の内容ですが、先日我々労働組合側でパトロールを実施しましたが、新門司地区で一般運送の方がコンテナのバン出し作業をやっていることが見受けられました。それが外貨なのか、どういう貨物なのかわかりませんが、引き続き新門司地区のパトロールの強化等をお願いしたいという要望です。

(竹之下職業対策課長補佐)

新門司地区につきましては、過去の経緯から長い時間をかけて埋め立てがされてきたということで、どこからどこまでが地域かという難しい問題がございますけれども、先日モータープールの件がございまして

本省に照会して結論が出たところでございますが、今後につきましてもパトロールの実施は当然でございますけれども、疑義が生じた件については本省に照会していくということで対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(高向部会長)

他にご質問、ご意見、ご要望がございませんか。

よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、本日の部会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。